陵漫録 三

内閣文庫
和
三六六九七
一四
二一二函
一二架
冊
號

内閣文庫
番號 和 36697
冊數 14 (13)
函號 212 168

国立公文書館
National Archives of Japan

中陵漫録卷之十三

目録

番藥　正左衛門藥
多脚蟲　燭竹
松蟲　馬明退
越後綯　女子為男
雙子　交讓木
蛇化章魚　土産令然
毒物活人　分量
老猫變化　小琉球

府志縣志の目録

藥研　清朝採事
多胡碑　國造碑
桃源　東奥奇觀
桜竹　封雷碑
石妖　軍中餘薪
蕉實　蕉妖
柳津魚淵　海鰌總說
永下求魚

中陵漫録卷之十一　目録終

中陵漫録

卷之十三　東都　滕成裕　著

番藥

ラーテビスカラ　ラーテリス能く流銘を作りて阿蘭陀本草の説に海産なりと「ゼーアルセン」と云草を取て日乾し是を灰と焼きて林けし水を煮して煙消の製のものにして凝して朴消と似る石菓とする是を「ラーテビスカラ」「ナーリス」と云乃海盛の附くるる草なり取て煙消

ありて一説は人の小便の舊桶のごとく付くる塩を取て水に和して創痍に云
長崎の吉雄耕牛蘭人の持来る八仙散なり是の移り傳へ飲ませ
ばその功あるなりと云

正左衛門藥

萬病円春に拉松歸所和名くまかいと云
芋に充つ人の時茶肆に此芋を賣る能く
折傷打撲を治する妙なり寒に日
向國なり向白（カワバ）相傳正左衛門藥と云

所能く骨を續ぎ死肉を除き妙藥なり
此申未を孕りて日向國より古地所毎歳
河白の為に人を失ふ或人薬蕃新地を
乞て河白毒を知て是験を引く新人鑑を
以て河白の毒を切ぬ故に内る此人梁に鈎
を是を為て未て板戸を拉て毒を請
此人大に罵て追数年元来るの一七夜
此人河白に謂て云く此毒乾板にて
用ひを乞るなりと云ふ河白對て云く我に
此藥なり此藥を以て生活を乞ふ是に依て

此人戸を開て手を拔し去り拔痕の中より
一茎を持来りて之を此人に與ふ此茎
を受りしに此茎なるもの乾して重き
人の金瘡及折傷の人に施すに甚効あり
是を依て毎歳採て折傷の薬として是を名
河白相傳正月御門と云事に至て
千迫陳の人し此茎を紙にて巻
今は是を為すもの余薬に毎夜書て
板を拔て用ると云用者は拔板と云意なり時は
五合を以て拔板の名高く解し

河白は乃ち加ハパ名此茎にして河白の
住む所に多くしも茎なるもの此
自然と生ずるなり

多脚蕈

多脚蕈ハゲジ〳〵と云蕈なり世俗云此蕈を
ゆるに毛髮脱ると云実は此のあるなり
加ち薬として醫宗金鑑注曰此蕈一名多脚
蕈藏於壁間以尿射人大豆塩三味拔毒
彼の土にても此害なり以尿射人と云説も
迫し

燭竹

奥州の山人銅瓶よりの者竹より火を燃して
其瓶穴の中よりの足の竹を吹て爐燭竹と
云て燃るの燭のごとし火絶滅るの
の一案として香祖筆記曰永安産燭竹文
信公駐軍時然此竹以代燈」此説是なり
燭竹と名付し時より符合するなり

松蟲

松蟲は西土多して奥州の山中よりの一
奥州の人の古歌にも此蟲なるを讀り

奥州白河産の矢君此蟲數日長さ
拇来て一隅の中に敷て翌年小さ聲
竹を秋深して大小竹を年を年小さ
大小を推し流して三里ばかり後の乃て希に
聲竹を後を絶て聲なしと雖ども
松虫寒を恐る故に年卵を絶て
竹の實成の未に人此蟲雌雄を飼て
其卵を取て翌年蟲を成て然竹
迄時なも壁より自出るを乃て此蟲
藻名を知る者なし一案に香祖筆記曰有

其聲清越如擊磬然其詩數聲清磬不知處とゝ時ハ乃チ日本の杜鵑と疑ふ

馬明退

蠶の卵を附くる紙を本草に馬明退と云此名寺院ハ明退のゝ事に西湖隠覽志曰山半有馬明王廟祈蠶者咸往焉是ゝ馬明退の名義解ゝ角

越後縮

越後の縮布を織出ゝ人ゝ多し寛文年中ゝ播州明石の浪人此国へ来り

小千谷の邊ゝ居住ゝ名を明石治部と云ゝ子孫ゝ今ゝ其氏の譽ゝして所部ゝ書を初ゝ人ゝ又二人の女兒ゝ一人を千代と云一人ハけさと云此治部秘元ハ元暦の比四國ハ鳴の浦の合戦ゝ敗ゝ死ゝ伝ゝ信の子孫ゝ世の人ゝ伝ゝ此地へ来りしハ少し前の頃也ゝ

寛文年間ゝ国務の身ゝ成ゝ時ゝ女子ゝ生長ゝ成ゝ人ゝ聚ゝ人ゝ明石ゝ多別ゝ縮を織ゝ仕ゝ始ゝ世の取

物して運賃の代に四人の親族に賜しく暮らすと
云然るを都市近邑の民助るに業をもつて
専ら彼の者に織絹の仕業を教ひ
人に織りて作り出国に賣て命を
従て食を弱りて今い国産と成ぬ又此国の
ちやう弱にて山谷に多くおのずから
かるしやの布をもつぐみおりて
やすしもおりかたのうるわしきかを
ちやうんと云彼へ作りて又此国頸城三路菊
羽魚沼の四郡の内に七品運上として運上の

所千中縮運上の内一の金をもつて
郡益の為にうるしに縮布をもつて
ちやう簾にして一ヶの素の代銭四五百を
限りとし例く二千ヶ年以来上美な
りて今世極上の縮と称して一ヶ銭両よ
もつぱらもつて此一国潤しかるに織る中古
織る地に上越後と称し魚沼郡三四十里四方
の内にて織出して内に又此縮を織る糸に古麻
を用ひ古漢居芋麻和名カラムしとも云の皮を
石灰にて是を用て織て此芋麻に越後

の地に生ずるあり仍出羽国第一の生産
鶴〻作りて其所の町〻賣ありて其他郷屋
陶器あり郷屋の国絵織出る場の
商人とも毎歳七月下旬仕入て出羽第
一の地に下る九月中旬迄買請り帰途
廻船に積て遠〻国郡十日町に送り
まゝ鶴〻の商家一定なし此仕入る型年
九月下旬より商人麻かれいを買る事
なるなりと云其麻の掛直段〻
自身取代に賣迄るもなり

女子為男

備中野形村に文ゝ助人可或時前陰頓に
痛て恐み為ん仍日を定て陰茎を絶
名を改て高橋屋与十郎と云て妻を娶る
る二人共に婦可なりて同病て男
なるゝ鬢を剃て僧となる又相州関宿に井上
權兵衛なるもの可なりて娶舊郷に還て三年
を経て又髭を生る多鬢の望なりて主人
も如なるなりしを聞て始て平好に疑の
なりなるを解て李氏本草曰藻書云

哀帝建平中豫章男子化為女子嫁人生一子續漢書云獻帝建安二十年越巂男子化為女子時珍曰我朝隆慶元年正月靜樂縣民李良雨偶得腹痛時作時止二年二月初九日大痛不止至四月內腎囊不覺退縮入腹變為女人陰戸次月經水亦行始換女粧時二十八矣洪範五行傳云魏襄王十三年有女子化為丈夫晉書云惠帝元康中安豐女周世寧以劇化為男子至十七八而性氣成寧康初南郡女子劇化為大夫南史云劉宋文帝元嘉二年燕有女子化為男唐書云僖宗光啓二年春鳳翔郿縣女子朱齒化為丈夫旬日而死

雙子

人の雙子を産る八珍に曰ふ男子と女子と一産る也ふ又一産に三子を生ひ産ふ所の子の八男子ハ生ル女子ハ死ス世俗其産ル時ハ上ノ方ニ新ニ上ノ方ニ人の脚を縛ル事ハ王永玄珠密語曰人生三子一主太平と云此説

云ふ伝へたる者一人或云雙子なるハ無産なる
ゆゑ婦人を殺して産物を奪ふと云婦人の乳四ツ
ある者ハ必ず雙子を生ずと云一産に
四子五子ハ未だ親しく聞ざる事なり西樵野紀曰
楊州民家一産五男皆育成ス一國廣
ゆゑに又云廣西洋ハ一女一産ニ十二子を
生ずるなりゆゑに世人多く子幼年ハ
雙子なれ共三子の内ハ絶て虛設なるとも
近世ハ雙子なるも多く育て成長する
乃ち陽を開て地を拓く徴なるべし

交讓木

志州ニ傍枝梨と云ふ一年ハ北枝榮て南を結び
一年ハ南枝榮て北を結ぶ余業に武陵志曰
白雉山有二交讓木一更歲迭榮說文葛藟枝枝
葉葉相當云々日本紀に曰蛇ヲ蛇化章魚
蓴蘋鰒鱶ニ化ス鱶鰒蓴蘋ニ化ス
龍宮船ニ入ル化ス文義所示演の蛇ハ五月梅雨の時
海を渡り章魚ニ化て此を人常ニ見て
ゆゑ常の章魚ニ異る事なし人見合て

とも食せざるとも

土産合然

茄瓜の類土地の好悪より国々と雖も南国に多く有餘
りて形も石方なるもの薩州の白瓜は長さ九二三
尺に至る又絲瓜も亦此都にも五七寸に至る莢
筋も亦如此只西瓜も小形此都より東都に
対時は初年は小〻長し羽三年より方円一倍後の
笠岡の甜瓜、石子瓜と称して莢瓜の如く肉厚く此種子を
薩州の産と云東都の甜瓜と異
なり東都の羽柵大根と云円一倍の前に書

書して常の方根なるも

毒物法人

天地皆人に活を毒物なれども毒物人に殺ぶる人
雖ども毒物を毒物を死毒なるものは草より鈎吻
木は巴豆なり獸は虎なり鳥は鴆なり河豚
石は砒石なり金は丹砂なり蟲は斑猫なり皆以て人を殺す
知るべし

分量

古称印姫固の称仲景等これを用秦漢より魏

晉梁陳隋唐從て用唐書倉貨志武德四年
鑄開元通寶亡宋ゟ元下ゟ明ゟ明朝
の一石八日本の四斗六升ゟ〻の四斗俵と云ハ
ゟ〻ある方ゟ〻ゟ〻ゟ分量の考異
の行を詳ゟ

老猫變化

或ゟ〻ゟ〻ゟ寺の宝藏寺の老猫化て僧と成て諸
獸ゟ法問ゟ獸類集會して室龍寺と稱て年長ゟ
ゟ〻ゟ老猫の化して妖を為ゟ妖ハ信し
ゟ〻ゟ諸說を聞て人ゟ〻千吉ゟ〻ゟ至

得ゟ〻ゟ是ゟ老猫變化編を撰して好事の
徒ゟ伝ゟ書ゟ〻ハ本書ゟ〻ゟ屋

小琉球

予嘗て琉球人ゟ余ゟ〻ゟ此小琉球の
地を問ゟ一人ゟ〻ゟ〻ゟ琉球國
事略ゟも此說ゟ〻ゟ〻ゟ詳ゟ〻ゟ〻ゟ千
大島七ゟ〻ゟ〻ゟ島ゟ〻ゟ是ゟ冷ゟ石十
三ゟ〻ゟ是ゟ十三島ゟ云此他ゟも多し今
ゟ小琉球の地ゟ〻ゟ〻ゟ〻ゟ〻ゟ屋
ゟ〻ゟ〻ゟ〻ゟ古人詳ゟ千所ゟ記ゟて

呂宋名を存ずるに過ぎず琉球事略より今の
大島ならんと云へり今の大島は薩州に屬して
年々風説に聞く所の如し日本より近く
大明の古祖洪武の時より明朝使を受て此大
島等も皆一統して衣服琉球に倣ふと云
此説前に日本の服を倣ふと云へり大島を
小琉球と云ふも理よく考へうべし

府志縣志の目録

宋の范成大の桂海志以来諸府諸縣の
記録して府志と云縣志と云明の書時珍の時考

希有なり故に李氏の本草綱目に府志縣志の
名あり只桂海志虞衡志の名のみ有て後
世に各相爭て府志縣志の著述有り日本にも
雲州府志備中府志鎌倉志日光志蝦夷志
の類皆唐の名目に倣ふなり從來の可成を南
留別志或は南留志なりと改め書て八日光志
なりと書名に倣ふて唐の書目に倣て
名府は說も同様なれは書の趣異なりて
唐の書目を取るなり余長崎にて
見る所の府志縣志の目録左の如し

後日の考に記して備へ

揚州府志　池州府志
常州府志　盧州府志
徽州府志　蘇州府志　登州府志
汾州府志　兗州府志　青州府志
萊州府志　杭州府志　台州府志
饒州府志　湖州府志　衢州府志
嚴州府志　處州府志　撫州府志
温州府志　瑞州府志　袁州府志

長州府志　岳州府志　贛州府志
衡州府志　永州府志　黄州府志
辰州府志　荆州府志　福州府志
叙州府志　泉州府志　漳州府志
潮州府志　廣州府志　夔州府志
高州府志　曹州府志　廉州府志
瓊州府志　韶州府志　楷州府志
柳州府志　潯州府志　惠州府志
鳳陽府志　平陽府志　南陽府志
慶陽府志　襄陽府志　漢陽府志

貴陽府志　鄭陽府志　雲南府志
濟南府志　河南府志　淮南府志
廣南府志　思南府志　延安府志
潞安府志　淮安府志　南安府志
西安府志　吉安府志　臨安府志
德安府志　龍安府志　鞏昌府志
東昌府志　建昌府志　廣平府志
南昌府志　武昌府志
黎平府志　延平府志
永平府志　太平府志

眞定府志　保定府志　建寧府志
江寧府志　汝寧府志　歸德府志
保寧府志　南寧府志　寶慶府志
順德府志　彰德府志　重慶府志
安慶府志　懷慶府志　九江府志
肇慶府志　順慶府志　蒙化府志
松江府志　鎮江府志
嘉興府志　紹興府志
楚雄府志　南雄府志
邵武府志　興化府志

長沙府志　盧熊府志　大名府志
順天府志　河間府志　寧國府志
平涼府志　開封府志　大同府志
臨洮府志　衛輝府志　漢中府志
鳳翔府志　廣信府志　金華府志
南康府志　寧波府志　安陸府志
成都府志　馬湖府志　慶衮府志
石阡府志　廣西府志　景東府志
大理府志　平樂府志　桂林府志

合山縣志　鳳山縣志　瓊山縣志
香山縣志　連山縣志　陽山縣志
靈山縣志　鉛山縣志　房山縣志
三水縣志　淩水縣志　衡水縣志
浦川縣志
龍川縣志　吳川縣志　封川縣志
晉江縣志　連江縣志　陽江縣志
清江縣志　望江縣志
南安縣志　崇安縣志　惠安縣志
建安縣志　永安縣志　樂安縣志

国立公文書館
National Archives of Japan

同安縣志　福安縣志　詔安縣志
定安縣志　新安縣志　高安縣志
饒平縣志　鎮平縣志　思平縣志
建平縣志　開平縣志　和平縣志
漳平縣志　南平縣志　太平縣志
武平縣志　休寧縣志　歐寧縣志
壽寧縣志　建寧縣志　泰寧縣志
新寧縣志　興寧縣志　廣寧縣志
普寧縣志　江寧縣志
乳源縣志　河源縣志　翁源縣志

羅源縣志　磐源縣志　龍川縣志
安溪縣志　松溪縣志　寶應縣志
龍溪縣志　遂溪縣志　閩清縣志
臨頻縣志　臨清縣志　漳浦縣志
福清縣志　樂清縣志　長州縣志
合浦縣志　大浦縣志　增城縣志
浦城縣志　石城縣志　鄖城縣志
連城縣志　黎城縣志　朝城縣志
鄆城縣志　新城縣志
臨城縣志

平陽縣志　汕陽縣志　建陽縣志
揭陽縣志　饒陽縣志　潮陽縣志
鄱陽縣志
歸化縣志　寧化縣志　從化縣志
德化縣志　昌化縣志　建德縣志
新昌縣志　順昌縣志　文昌縣志
保昌縣志　樂昌縣志
化州縣志　連州縣志　寧海縣志
澄海縣志　南海縣志　海鹽縣志
海澄縣志　海豐縣志　海康縣志

龍門縣志　龍巖縣志　黃巖縣志
樂會縣志　新會縣志　四會縣志
古田縣志　莆田縣志　大田縣志
大庾縣志　侯官縣志　長樂縣志
永福縣志　政和縣志　清流縣志
廣宗縣志　長汀縣志　永定縣志
永春縣志　邵武縣志　城武縣志
將樂縣志　陽春縣志　清苑縣志
清遠縣志　臨高縣志　會同縣志
仙遊縣志　上高縣志　上杭縣志

榮澤縣志　光澤縣志　南靖縣志
長泰縣志　諸羅縣志　臺灣縣志
靈寶縣志　餘干縣志　臨淄縣志
靈丘縣志　商丘縣志　襄垣縣志
長垣縣志　壽張縣志　壽光縣志
曲沃縣志　陽曲縣志　仙居縣志
扶溝縣志　蕪湖縣志　平湖縣志
平遠縣志　平和縣志　平谷縣志
綿竹縣志　新泰縣志　新進縣志
新興縣志　始興縣志　長興縣志

寧德縣志　順德縣志　武德縣志
英德縣志　贛榆縣志　順義縣志
昌黎縣志　寧津縣志　電白縣志
茂名縣志　崇明縣志　高明縣志
程鄉縣志　萍鄉縣志　東鄉縣志
金鄉縣志　感恩縣志　東莞縣志
博羅縣志　歸善縣志　番禺縣志
靈壽縣志　泰豐縣志　南豐縣志
萬載縣志　進賢縣志　泰興縣志
惠來縣志　開建縣志　澄遭縣志

當塗縣志　來鹿縣志　介休縣志
蒙陰縣志　寧國縣志　鉅野縣志
江陰縣志　嘉定縣志　上海縣志
遵化州志　太倉州志　羅定州志
安吉州志　高唐州志　臨清州志
濟寧州志
契丹國志　雲窗私志　石江大志
普陀山志　西樵山志　支提山志
八閩通志　廬山通志　寰宇通志
齊魯通志　廣東通志　河南通志

雲南通志　廣西通志　陝西通志
山西通志　盛京通志
通州志　徐州志　廉州志
欽州志　深州志　曹州志
景州志　沂州志　泉郡志
開州志　吳郡志　毘陵志
永陽志　瑞陽志　瓊臺志
與邑志　衡嶽志　赤城志
南樞志　拾蒼志　會稽志
西湖志　桂海志

四明志　興化志　長安志
江都志　鼓山志　鳥山志
盤山志　軍縣志　豊縣志
黄縣志　冠縣志　蘭縣志
曹縣志
任縣志

清朝探事

清朝探事ハ二本ノ手書中ノ用務ヲ出ス
此書享保中長崎ニ来ル清人ノ風俗
台命ヲ以テ問ヒ記ノ献ス　深見久大夫

衣服

海邊ノ人頭ニ帽下ニ褌下帶ナリ其上袴ヲ着キ其上
ニ襖下ナリ其上ニ袍上ナリ腰帶ヲ又ル其上ニ裙
裙ニ袍ニ礼服ナリ襖ハ一ツモ二ツモ着ス綿
給單ニアリ裏脚布ハ足ノ爪先ヨリ膝マ
手巻ケ其上ニ單襪其上ニ綿襪ヲ着ス

冬ハ綿襪暖氣ニハ夾襪ナリ歩行ニハ鞋
ナリ此民間ノ常服ヒ

褂

褂外套ニ上着ニシテ礼服ノ綿褂給褂單褂
アリ皆胸ニホタンニ後ニ馬乗アリ色
紺水色ハ黒裏色ノ皮ヲ用ユ皮套ト云
鼠アリ袍ヨリハ九寸短クタケモ一尺
ホド短シ

袍

袍上着ノ長ハ其人ニ隨テ作ル行ハ指ノ
先ヨリ三四寸長シ小手袖ニテ馬乗アリ
肩ヨリ腰ニテボタンシメ綿袷單ニアリ
皮袍ハ羊皮ヲ裏ニ

襖

襖下着ノ長袍ヨリ三四寸短シ行ハ袍ヨ
リ四五寸短シ小手袖馬乗アリ袍ノ如ク
ホタン綿袷ハ綿袷ニシテ單ハナシ裏ニ皮ヲ
付ル事アリ

短衫長衫

衫ハ冬着ノ平生用ル小手袖ノ短衫ハ長

ケ二尺五寸ホド長袴ハ襦ニ同シ何レモ
馬乗ハ冬ハ紗綾袖ノ類夏ハ紗羅又布
布葛布

腰帯和帯

袍ノ上ニ巻ク重スル腰帯ハ七尺ホト色
黒紺竪ハマカイ横ハ白糸ハ二寸八分
ホド三ニ折用ニ和帯ハ繻子無量マカイ
ハ一寸ホト長ハ肥痩ニ隨フ両口ハ金
具ニテ合ス

袋

袋荷包ニ云巾着ニテ表ハ紗綾繻子金入
縫ノ類裏ハ木綿級色マカイノ類ヲ以テ
共裏ニス一方フサアリ表ニ象牙ノ平緒
留ヲ置褌ノ帯ニ付ル有ル金銀書付ナト入ル

綿襪

表ハ紗綾木綿ノ類ヲ用ヒ裏ハ木綿筒ハ
膝ニ至ル袷ハ夾襪ト云

單襪

綿襪ノ下ニハ少シ重足袋ナリ褌ノ裾ニ
襪ノ内ニ入テハク ナリ

裏御布
夏冬共ニ用ル木綿ハ 巾六寸五六分長八九
尺程
褌
冬ハ綿入袷夏ハ單冬ハ紗綾縮細細木綿
夏ハ紗羅夏布但綸子紗綾ニテモロノヘ
リ裏ハ紬ヲ用ヒ紐ハ十三別ニ小帯ヲ重
ニテ結
皮箱 摺畳鑰
旅ニ持衣裳箱ナリ下地薄板ニテ牛皮ヲ
ハリ黄色ニ塗ル金具ナシ皮ヲ蝶ツカイ
ニスル前ニ鎖アリ三方ヨリ皮紐アリ馬
ニツクベキ馬包箱ト云
煖帽
綿入帽子ナリ表ハ緞子繻子無量ノ類留
リ組黒色裏ハ緋縮緬緞子ヘリハ貂鼠海
螺狐狸ノ皮又天鵞絨ヲ付帽子アリ紅糸
ヲ掩メカサリニ付緒ハ花色ニカイ打用
涼帽
暖暑ノ帽子作ヲ組テ表綸子ヲハリ裏

赤地ノ金入緋緞子緋縮緬上ニ紅糸ヲ掩
ニメカサリニスル又苏藤ヲ細ニ糸ノ如
ク編ム作其上ニ赤熊毛ヲ掩ニス裏十七
何モ結ノ後帽子ニ十ツリ馬尾ヲ組テ
結ニ用モアリ非常ノ時

帽箱

帽子ヲ入ル箱二重ニメ一ツヽ入ル外ニ
細ヲカケテ結

雨傘

和製ノ如ク紙ハ四枚合一枚ニ花鳥ヲス
四枚ノ内ニハ二ツ入ル手カサ長柄元ニア
リ

竹笠

和製ノ笠カサナリ表衣ハ竹ノ皮ヲ籠目ニ
ムミ裏ハ竹ノ身ニテ籠目ニ組共ニ若竹
ノ葉ヲ入

雨衣

木綿ニテ桐油ニ引

緞靴　油靴

膝ニ至ル表ハ緞子ノ類裏ハ木綿底ハ皮

油靴ハ全躰牛ノ皮其上ヲ桐油引ク

緞鞋　布鞋　草心鞋

緞鞋ハ表緞子裏木綿底皮布鞋ハ表黒木綿裏白木綿底白木綿幾重モ重ス何レモ麻糸ニテサシウラ也草心鞋ハ光草ニテ作裏白木綿ヲ底ハ少ク底ハ皮ヲ心ニ入裏付ノ如ニメ皮ヲ其下ニ付ル真中ニ二寸四分明ル歩行シヤカナル為ナリ布トハ木綿ナリ晒布ノ類ヲハ夏布トモ

福州式木屐　杭州式木套

福州式ハ柯樹ニテ作上ハ赤皮ナリ紅皮舌頭ト云杭州式ハ黄梓木ニテ作ニ黄皮ナリ歯ニ木ニ釘十本打ク

琉球路程

琉球人来ル云ク琉球ヲ発シテ海ヲ渡ル事ハ南風ヨ乗テ十六日ニテ薩摩の鹿児嶋ヘ着ス海路の時ハ鹿児嶋ヨリ四日ニテ琉球の湊ヘ着ス日数ヨリ琉球ハ海底ニテ有ル事ヲ聞ル事程ヲ以テ三百里ヲ有ル唐土の

福州の港より琉球迄八十里程ありと
聞へし海上高く難し琉球にて船を新に作りて
乗り帰れり其年此船にて福州へ帰る
て申来たりしに船新なるに船の釘未だ鉄付
多く故海上にて船板を入れる意なり
一名り帰れり未だ八千釘皆鉄付
なりしなり福州より作るなれども
琉球の那覇港より日本に来る福州へ行く
ものは皆易しと聞く琉球のみを記して
南嶋記聞に載せり

薬研

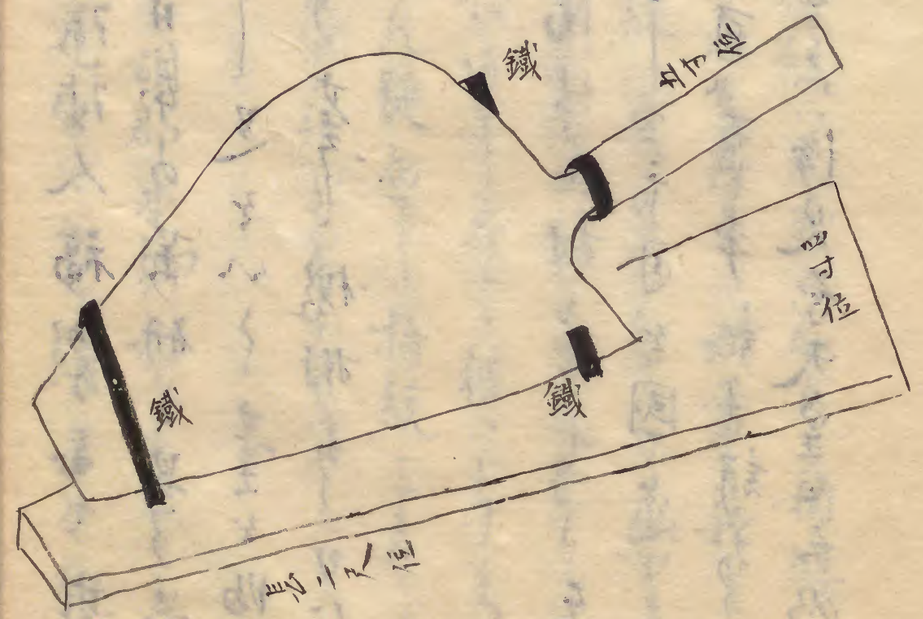

余慶州より来る孫孫人福麻呂求め来る
某碑を見るに日和の某碑と異る前
圖する所のものしるを以て某を略して
某物を刻し為す者し櫻樹の力八者
廉作る

國造碑

國造碑八郡郡陽津上村と云ふ所
古八郡八一國にして千国を國造と云上
世八民神の名を可に舊事記に詳なり其
碑多飛鳥に在る八浄見原天皇を云ふ天
武帝の名なり持統八天武の后なり相継て此大
宮を建て位を多治比の大富と称す
然八此已丑八持統の朱鳥三年なり然るハ元年
なり唐の則天武后の永昌元年なり
然るに四月と云ふ早く彼の年号既に
異なり清て素也なる疑角し持統三年なり寛
政四年にして千百四年なり

多胡碑

多胡碑八上野多胡郡多郷村と云ふ所
和銅四年三月九日とあり續日本紀に能

合、和銅四年、安永三年まで、千五十四年なり

東奥奇觀

奥州會津領の南より山路、崎嶇千山巉岩峭削数十丈千間ち石層疊として宮殿楼閣の狀の如し。実も人の作るかと奇なり。春月八躑躅の花紅白色交て千間斑斑、秋来八蒲樹の色黄色帯び紅色帯て遠近皆花の如し。是奥の一奇觀なり。余再三此所より游て千美を極む

桃源

羽州の羽黒山八最高し。六月桃花開く。中に奔て奥に桃八山樹なり。是より絶境に入て桃花有り人間の如し。去奔て是に依て老に桃源の流真に迷し王母の桃実を食て桃符の如く皆仙家の業なり。琉球国の桃樹八年を経て三五月葉開て花なり。数十年を経て三五年の樹の如し。因人此実を食て百歳

寒暖の不同此説に考へ難し

封雷碑

備中の淺原より古碑ありて古人古佛と云ふ此碑清明の雷を封ずるなる碑なりと云ふ此村中に雷蔵寺と云ふものありと云ふ清明の封雷碑と稱して村人奇怪とす

梭竹

筑前の米津より梭竹多し廻國の有髪僧此竹を求めて杖として諸所を廻行すと本草綱目に梭竹一名寶竹千葉似梭可為拄杖と云

是なり此竹元琉球より来る琉球の觀音山にありと云ふ故に觀音竹と云ふ今阿部河の保庫に此竹あり

軍中篠薪

備中倉敷と云所の地藏院に古き小佛千體あり今戦の時焼くべき篠なり或は身を上燒くべき或は身を殘すべき或は中の篠薪なり

石妖

豆州の人常に云ふ山中に多し石也

歩を此所石工数人晝時休息す此時
一の婦人来り此石工に謂て云く終日働て
辛苦し爾り按摩し進て呉と
云て一人の肩を按摩して心常に異て
形を能く窺るみ一人を按摩して立て
眠るが如し此して眠るを
視して思るに此婦人の二人を
是し此婦人なるべしと云て此婦を
人多に此事を語る猟人呆て猟裸
参して其夫婦を来り見て夫婦を云て石

工に問る所を云て猶遍く猟人鐵丸二つを
入て是を打ツ時ハ石の折て粉々に砕
怪しむて其形を見れハ堅石にて折て
光彩なるのみあり家に此婦人即ち
石室の怪なるべしと云て眠る人を
見るに背上に在て按摩するが如
縦横に引疵(ヒキキズ)有て人皆死絶して大
病の形の如し各家に還て醫薬を加て
斷て治せしも此婦人の為なり
ゆゑに事実に按摩小識曰石者室之

按土之習也」と云此習神の化して婦人と
なるなり

蕉妖

昔一僧ありの書を一僧夜書を籠て深更
に至る一美人来て此僧を戯る此僧大に怒て
此婦人を刀を抜て打ち切る婦路に血を流す
翌朝に至て尋ねに見れば一庭間の芭蕉書
絶て地に倒て枯れ枯れて此芭
蕉の魂化して婦人と成る故に
名此妖を僧蕉後琉球人と會して

琉球の蕉園のものを琴に琉球人は唐国
にて土民皆蕉布を着る山野皆芭蕉
植て糸を取て此布を織る此国を蕉園と云
此蕉園に蕉園と云
雖も雨の漏るなし夜深て此中を
稽行に付て必て蕉妖多て手形を
皆婦人なり敢て人を害なし
只人の手婦人を見て驚て他の害
なるを安堂と云此妖を除く日本の力
なり力を尊て除く此妖多なり

とりて各日本刀を磨ぎみがき此法を少しく略して
信州の蕉紙を信ずるかゆゑに芭蕉を
ゑらぶに大未茅かり茅よりして長くなれば大樹
のごとく此幣を以てりくんだの茅のごとく
魂果して好を為ることなく十年の古樹も
好を為ることなく乃ち此新かゆゑに六ヶ
為のごとし

蕉紙

芋蕉紙を織るに蕉茅を代て水漕の中にて
泥土を埋て至る時に新日を打りて糸のごと

沸れり是ハ蕉糸ゑゑ此糸を去白ひ上不可
中ひ白ひ上白を以て白布とす皆是人
此日を茅を此布ひ用ひ福建よりて用ひ
ゑ又此糸の地方蕉多し皆是を茅て
中流球に多しと
ゑゑ茅に天上間物曰有蕉紙乃閩中取芭
蕉皮析緝為之輕細之甚値賤而質揺不可
為衣也此説より見れハ閩中ゑゑ
見たる蕉紙ゑゑ茅日ハ上品の白布なる
清人の蕉苔と各ゆゑハ皆下品ゑゑ

稲色なるもの多し而も毎年此蕉
茎を割りて糸を取て以て糸芭蕉
此地方に於ては日南人寒地にして之を栽
培すれども毎年吹き春初に成る茎なり
是を以て糸績の上に宿茎なり成る糸は
書に績し是れ日南の産なる所の品は国
内に於て風雨の寒暖を
考へ其品を割り切り

蕉實

阿蘭陀人西洋の地方より持来る柿餅の如
き味も亦甘く甜美なり琉球の蕉園中には
毎歳秋冬実を結び熟する時は至て小児多
く集る之を此実の形柿に似て小く長
色も柿に似て少し赤く甘味も亦甘し
形は中一名甘蕉と云一枝を分ち共常
に味は中上なり西洋の地方には此果物
元て常に有之日南には此果の味美なる
未だ之を有なし也二種あり一種は実を
結び一種は花を開き実を形度は此実
の如き形なる角し寒地と雖も常に実を

結屋さに実ハ二三寸の程なる屋
此説別に録なし

海鹽總説

寛文年紀州より諸方廻覧して
南方熊野浦より海鹽を取
此浦ハ海鹽を取
方也と云所なり此所ハ方也衛門なる者
なりて獲鹽法の第一と申事此所より
海上より捕つる鯨ハ利多く
是を係て北須賀と云捕獲の書を作る

化い海鹽の名義ハ獲法を書く記して一書と
なる事種類の圖ハ紀州椿屋庄左衛門の録
志なりに申て略して出ス只三種の圖を加
書しハ本書よりなる事一只總説を此より
起して大都の跡迹の名所ハ總説より
云て我国東方ハ急鹽の地まして土地を以て
急入りを始て今日急介の中録録ハ石も
なりて大なる民用を利し古此より
なり是ハ捕るの地ハ西海より所ハ五島を
第一とし次に息付其他隠岐の国より南

海上を走て八幡宮の内に入て捕る所の
雑魚十分の一も少なるか如し南紀の所
熊野の方地是が第一と称す沖より国崎
又は南邑小笠原も亦是を捕る開元来
は房陽より是を捕る此地より所々に
見て漁人群集して是を捕る云へども
年に一度得る所の魚鱗方は鰹鯛を
得ること有る所の鰹鯛の只一島嶼
の間に通て潮の通ずる所に来路を
求て遠近漁人の手に得る或又手地に
於て網を被せし網を張る八手時も少し手法も異
なり養生家必ず今ここに於て之を捕る蝦
夷地にも是を捕る是は五島及熊野の如に
あり次彼の夷人行鋒を以て鰹鯛の只を衝き
得るのみ熊野の方地角右衛門なる者は世
の捕鯨家にして熊野第一の富家と云此家に
鯨鯢の體を解き分る図譜及機械屋敷等を
録して正しき後編成す然るに白下の
著作にして俗説多く雖助に居て分
紀の若山の某醫師の図を以て近日世に相

代ノ命シ此家昔ヨリ年々捕得ヘシ
多クハ年々春ニ至ルノ間ハ十條頭ヲ得
ケリ此年ニ至リテ鯨ノ豊歳ヲ迎ヒ
不獲ナリシ家モ皆衰微シテ多春
ノ間総テ二三ノミ得ルヨシ年々集ル
年八月中二十條ヲ得ルヲ獲ノ仕
ノ久鯨ハ所ニ春中所得ル鯨利分ヲ
鯨ヲ鯨鯢ノ大小ハ係ラス苟モ大
ナル者所得ルヲ呼テドンドトヽヲ長サ
十二尋ヨリ至ル迄ヲ油ヲ取ル也

ヽヽヽテ凡鯨ハ一尋等ノ價ヒ百金ニ足ル
ンドヽヽヽハ鯨鯢ノ音轉ナル而シテ獲鯨家ノ
強款ナル凡鯨鯢ハ長サ園ト同ジ
俗ニ伝ヘテ長サ三十三尋ニ虚説ナリ
信ヽヽヽヽ然レトモ大洋ノ中ニ生ヽヽ
大魚ハ乃チ鯨鯢ニシテ坤輿外紀ノ大
魚モ此鯨鯢ヲ指シテヽヽヽヽ而シテ
柳津魚猟
奥州金津浦ノ北七ヽヽヽ奇ナリ絶景ナリ足ノ
地ヲ柳津ヽヽヽ大河アリテ源ハ日光山ヨリ

来る千寿の為に淵を開き此淵上
に臨むに人影を見て五寸の河魚
深遊する数百匹千里の小兒雪花菜
及麥飯を持来て遊戯の各〻賣る代
求めて水中に投ずれば衆魚千餐を
お爭て水上に踊出る天保初時より
何を食して衆魚踊る何を嘗て人来て掌を
人に与時は淵水の中に深遊して人来て掌を
岩畔に打ちたゝく又元の如く集て来る
事に 異船録曰有喚魚潭水出巖下莫知
浅深是為龍之窟宅人拍手潭上則群魚自
巖下出然莫敢玩雨年前有監司此流乃都
津の名淵なり

氷下求魚

予嘗て羽州の深山中に入て土人の語を
聞に極寒の時に至ては溪間の水皆凝
て中の魚皆自若として有て肥由
是氷中に陽春伏して暖を待ち
ゝ所小魚を獲ん時は熱所を
氷上に置て乃ち溪水氷て徹して小魚

踊躍る足の百る時は氷雪の中と雖も山
中急かるに成る云事此語を学て
少しく登的る事に陳師
道後山談叢曰世傳王祥臥氷求魚以養母
至今所氷歳寒氷厚獨祥臥處闕而不合と
云此伝至る氷下の温を得る時は
陰ひ初て人の為に所る歟るし士人
の諸も耳を止て古人の妄説なるべき
なるべし
中陵漫録巻之十三終

国立公文書館
National Archives of Japan